

英国上場企業の存続可能性説明書の意義

沖野 光二

(大阪経済大学 准教授)

2007年夏に米国のサブプライム住宅ローン問題を契機として金融市場が混乱した。同年9月には英国住宅金融会社大手のノーザン・ロック社の資金繰り破綻が生じ、中央銀行から金融支援を受けることになった。金融危機を受けて、英国では、継続企業の前提と流動性リスクについて各々の会社がどの程度管理しているのかについての疑義が生じたと言われている。その結果、英国では、従来のリスク開示に加えて、リスクと存続可能性の管理と開示に関するいくつかの規則と実務指針を導入することになった。取締役会に対する存続可能性の言明要請は、会計の前提となる継続企業の公準をより明確に担保させるための挑戦であり、従来の会計のあり方をより強固すべく再考に値する重要な視点と思われる。

そこで本稿は、英国上場企業に適用されるUKコーポレート・ガバナンス・コード2014年版から新設された取締役による存続可能性説明書(Viability statement)の生成基盤と意義を考究する。その結果、存続可能性説明書の作成要請は、継続企業の前提をより入念に確認すべく補完的言明をもたらし、管理会計の財務会計化への原因を意味する。

Viability statement of the premium listed company in UK

OKINO Koji

(Associate Professor, Osaka University of Economics)

The financial market was confused in the summer of 2007 because of the subprime lending problem of the United States. In UK the financing failure of the Northern Rock Building Society which was a major British bank had been caused in September of the same year, and financial support was received from the central bank of UK. To the financial crisis, it was said in UK that the doubt how each company was managing the going concern and the liquidity risks. As a result, in UK some rules and guidance on risk and viability management and disclosure was introduced as soft law.

It seems that the statement of viability by director of a company is a doubt or challenge to the postulation of going concern basis of accounting, and it is an important aspect to reconsider the ideal way of past accounting theory.

Then, this paper will explore the background of generating base and the meaning of Viability Statement which was introduced since UK Corporate Governance code 2014.

I はじめに

2007年夏に米国のサブプライム住宅ローン問題を契機とした金融市場の混乱は、同年9月には英国住宅金融会社大手のノーザン・ロック社（Northern Rock）の資金繰り破綻に波及し、同社は、中央銀行（Bank of England）から金融支援を受けることになり、同社創業以来約150年間で初めての取り付け騒ぎが発生した。翌2008年2月に同社は国有化されるに至った。英国では、金融危機を受けて、継続企業の前提と流動性リスクについて各々の会社がどの程度管理しているのかについての疑義が生じたと言われている。

投資家は、取締役が会社の長期的成功をどのように促進しているのか、さらにその成功を脅かすかもしれないリスクをどのように管理しているのかについて関心を寄せており、会社のリスクの管理と存続可能性（viability）の評価の2つの側面を取締役がどのように行っているのかについての情報開示が英国において求められた。

その結果、英国では、従来のリスク開示（例えば、菊谷2017）に加えて、リスクと存続可能性の管理と開示に関するいくつかの規則と実務指針を導入することになった。取締役会に対する存続可能性の言明要請は、会計の前提となる継続企業の公準をより明確に担保させるための挑戦であり、従来の会計のあり方をより強固すべく再考する重要な視点と思われる。

そこで本稿では、英国上場企業（premium listed company）に適用されるUKコーポレート・ガバナンス・コード（以下、UKCGコードと記す）2014年版から新設導入された取締役による存続可能性説明書（Viability statement）（2015年9月末日決算日より施行）の生成基盤と意義について検討を試み、日本の会計制度の改善に寄与でき得る示唆を提示したい。

II 存続可能性説明書の生成基盤とその目的

1. ウォーカー報告書（2009年2月）（Walker[2009]）

世界金融危機の流れの中で2007年9月には英国住宅金融大手会社のノーザン・ロック社が資金繰りに陥り、翌2008年10月に中央銀行から金融支援を受けることになり、同社創業以来約150年間で初めての取り付け騒ぎが発生した。英国ブラウン首相は、金融危機に対処するため2009年2月に同社を国有化することと並行して、ウォーカー卿（Sir David Walker）に対し金融機関のコーポレート・ガバナンスを改革すべく調査を依頼し、同年11月に統合規範（Combined Code）を改訂させるべく最終報告書が取りまとめられた（Walker[2009]）。

このウォーカー報告書（『英国の銀行およびその他の金融機関会社におけるコーポレート・ガバナンスに関する検討（最終報告書）』（Walker[2009]）は、39の勧告を提言して政府の金融機関監督に欠陥があった旨を報告している。「図表1」に掲げる勧告16および17を受けて、2010年6月に英国財務報告評議会（FRC）は、英国上場企業に適用されていた統合規範をUKスチュワードシップ・コード2010年版（機関投資家への適用規範：勧告16の適用）とUKCGコード2010年版（取締役への適用規範：勧告17の適用）の2つに分離した形態に改編し公表した。UKスチュワードシップ・コード2010年版は、UKCGコード2010年版を支える関係にあるといえる。

図表1 ウォーカー報告書の勧告16と勧告17

機関投資家の役割：コミュニケーションとエンゲージメント

勧告16

英国財務報告評議会（FRC）の任務は、機関投資家とファンド・マネージャーが委託受託責任（stewardship）における最善実務の原則を厳守することに関する展開と奨励について系統立てて広範囲に扱われるものとする。この新たな役割は、現在の統合規範の内容（コーポレート・ガバナンス・コードとして記述されている項目）をスチュワードシップ・コードとして全く適切に記述されている項目と分離させることによって理解しやすくすることにある。

勧告17

機関投資家の責任に関する規範（機関株主委員会によって作成された規範）は、FRCによって追認され、かつスチュワードシップ・コードとなるものとする。FRCの独立性と権限に基づいて、FRCによる保証責任への移行段階は、スチュワードシップ・コードに著しく重大な影響力を付与するものである。この地位は、最善実務の規範としての統合規範の地位と同質のもののみならず、類似する「遵守せよ、さもなければ（その理由を）説明せよ」（comply or explain）基準に準拠するものである。

（出所：Walker[2009], p17）

2. UKCG コード 2010 年版の公表（2010 年 6 月）（FRC[2010]）

UKCG コード 2010 年版（FRC[2010]）によるコーポレート・ガバナンスの目的は、「会社の長期的成功をより重視する方向性を打ち出し、効果的で、起業家精神のある、賢明な経営管理を促進することにある」（FRC[2010] para.1）と明示されている。その上で、「取締役（directors）は、年次財務諸表及び半期財務諸表において、事業が継続企業を前提としていることを、必要に応じて仮定や条件を示しつつ、報告すべきである。」（FRC[2010] 規範条項 C.1.3）と規定し、取締役による継続企業の前提に関する言明（statement）を求めている。この言明の要請は、前年に公表された実務指針『継続企業の前提と流動性リスク：英国会社の取締役に対する実務指針』の規定（FRC[2009] para.22）を踏襲したものである。

当該コードの特徴は、これまで会計の前提と考えられていた継続企業の公準に疑いを抱いた点を、実務指針を踏襲して取締役が継続企業の前提に関して言明することを要請した点である。これは、英国会計制度における継続企業の公準をより明確に担保させるための挑戦とも言える特記すべき点である。個人商店や特定目的会社ではなく上場企業の大会社に対して、自社の継続企業の前提に関する確認を言明させており、会計における継続会計の公準の理論的真偽も再考しなければならない時代が到来したことを示唆するものである。

3. シャーマン調査（2012 年 6 月）（Sharman Panel of Inquiry[2012]）

2011 年 5 月 8 日に FRC は英国議会貴族院のシャーマン卿（Lord Sharman of Redlynch）を主査とする 3 名からなる調査会を発足させ、継続企業の前提と流動性リスクを適用する会社および会計監査人に対する金融危機からの教訓（lesson）を特定する調査を開始した。調査会は 2012 年 6 月 13 日に最終報告書および勧告書『継続企業の前提と流動性リスク：会社と会計監査人に対する教訓』を公表し、「図表 2」に掲げる 5 つの勧告を行った（Sharman Panel of Inquiry[2012]）。

図表2 シャーマン調査の勧告

- 勧告1：主要な会社が事業に失敗した時には、適切な教訓を学ぶために、FRCにとってより体系づけられたアプローチを採用すること (p.15)。
- 勧告2：継続企業の前提の評価と開示のプロセスに関する課題を明確にすること (p.19)。
- 勧告3：取締役が特定の領域の適切な視座を包含するための実務指針を再検討すること (p.29)。
- 勧告4：継続企業報告 (going concern reporting) と ECS の提案とを統合すること (p.33)。
- 勧告5：取締役の継続企業の前提の評価プロセスとその結果の影響について独立会計監査人報告書の中の明示的言明として提案すること (p.37)。

(出所：Sharman Panel of Inquiry[2012])

勧告4のECSの提案とは、会社の取締役と株主との間の対話を改善させることを目的として勧告を行ったFRCによる報告書『効果的な会社のスチュワードシップ—会社の報告と監査の強化—』による7つの勧告 (FRC[2011], p.6) を意味するものである。

4. UKCG コード 2014 年版への改正 (2014 年 9 月) (FRC[2014b])

シャーマン調査の5つの勧告 (図表2) を受けて、2014年9月にFRCはUKCGコード2012年版 (FRC[2012]) を改定し、2014年版 (FRC[2014b]) を公表した。継続企業の前提に関する言明とリスク管理の言明については、拡充化を図り、継続企業の前提に関する言明に加えて新たに存続可能性説明書 (viability statement) の作成を取締役に要求することとなった。

2009年の実務指針 (FRC[2009]) の導入から踏襲している継続企業の前提に関する言明については、「財務諸表が承認された日から少なくとも12ヶ月を超える期間にわたり会社が継続企業の前提を持続する能力に関する重大な不確実性について、取締役は特定すること」(FRC[2014b] 規範条項C.1.3) の具体的手続きについて、新たに追加要求し、取締役によるリスク管理に関する明示的言明を投資家に主体的に提供することとした。

リスク管理については、単なるリスクの種類分類提示ではなく、「企業が直面している主要なリスク (会社のビジネス・モデル、将来の業績、支払能力、又は流動性に脅威を与えるリスクを含む) について厳格な評価を執行した旨」と「当該リスクがどのような方法で管理され又は和らげられているのかを説明」すること (FRC[2014b] 規範条項C.2.1) を取締役会に要請した。リスクの表現も重大な (significant) リスクから主要な (principal) リスクに改められ、曖昧性を低減させる形となった。

一方2014年より、取締役に対する存続可能性説明書の作成要請が導入されることとなった。具体的には「取締役は、会社の現状と主要なリスクを考慮に入れる際に、会社の将来の見通しをどのように評価したのか、評価を行った期間の程度、さらにその期間の程度が適切であると考えた理由について、取締役は年次報告書の中で説明すべきである。取締役は、自身が評価を行った期間において、会社が事業を継続し、かつ返済期日の到来する会社の債務を履行することができる能力があると言える合理的な期待を取締役が有しているか否かについて、必要に応じて条件や仮定を示しつつ、言明すべきである。」(FRC[2014b] 規範条項C.2.2) とされている。

存続可能性と成長の継続性は、会社のビジネス・モデルと戦略に関する持続可能性に依存するものである。すなわち、リスクへの弾力性と同様に会社の持続可能性は、取締役にとって最も考慮すべき事柄である。

5. リスク管理, 内部統制, および関連する財務報告・事業報告に関する実務指針 (2014年9月) (FRC[2014c])

2014年9月にFRCはUKCGコード2014年版の公表と同時に, 対応する実務指針(FRC[2014c])も公表した。実務指針の目的は, ①リスク管理についての最善実務の要素を提供すること, ②会社が直面し既に明らかになっている主要なリスクに関連する取締役会の責務をどのように果たすのかを取締役に考えさせること, ③健全な事業実務を示すこと, それにより会社が自らの目標を追求する際の事業プロセスの中にリスク管理と内部統制が本質として埋め込まれるようになること, さらに④関連する報告責任を浮き彫りにすること, の4点である(FRC[2014c] para.2)。

シャーマン調査の結論では, 会社が「継続企業の前提」を維持できるか否かについての取締役会の評価は, ①最新の財務諸表に継続企業を前提とする会計を採用するか否かを決定する要件, さらに②継続企業の前提を将来に渡り持続する会社の能力に関わる重大な不確実性を特定するか否かを決定する要件, これら2つの要件よりも更に広範囲なものに基づくこととしている(FRC[2014c] para.16)。会計の前提とする継続企業(Going concern)の用語は, 既に確立されたものであるが, 英国での従来の用法(生き残れる将来性を有する事業主体(entity that has a viable future)を表現すること)とは異なるものである(FRC[2014c] para.17)。

図表3 実務指針

長期的存続可能性説明書 (Longer Term Viability Statement)

(UKCGコード2014年版)規程条項C.2.2では, 取締役は, 会社の現状と主要なリスクを考慮に入れる際に, 会社の将来の見通しをどのように評価したのか, 評価を行った期間の程度, さらにその期間の程度が適切であると考えた理由について, 取締役が年次報告書の中で説明する旨を要求している。さらにまた, 取締役は自身が評価を行った期間において, 会社が事業を継続し, かつ返済期日の到来する会社の債務を履行することができる能力があると言える合理的な期待を取締役が有しているか否かについて, 必要に応じて条件や仮定を示しつつ, 言明すべきである。この長期的存続可能性説明書は, 取締役が選択した適切な期間について, 会社の長期的存続可能性に関する取締役の見解を表現することが意図されている。

(出所: FRC[2014c] Appendix B, p.19)

企業は, リスク管理と存続可能性の開示をどこの報告形態で行うのかを選択できる。戦略報告書の中で開示する場合(2006年会社法414C条2項b号)は, 将来情報の開示を促すための2006年会社法のセーフハーバー条項(同法463条2項3項4項)が適用される。

一方, 2014年9月には, 金融機関の取締役に対する実務指針『支払能力および流動性リスクの管理, 及び継続企業を前提とする会計, に関する銀行の取締役への実務指針』(FRC[2014d])もFRCより同時に公表されており, 流動性を安全に保つために, 重要性のある継続企業の前提に関する不確実性を特定すること(FRC[2014d] para.53)と取締役会による存続可能性説明書の条件と仮定(FRC[2014d] para.54)について解説している。

6. UKCGコード2018年版(2018年7月)(FRC[2018])

FRCは2017年12月5日に協議資料『UKCGの改正提案』(FRC[2017b])を公表し, 2018年7月に最新のUKCGコード2018年版(FRC[2018])が公表されている。UKCGコード2010年版から12年版, 14年版, 16

年版まで2年毎に3度計画通り改訂されてきたが、章立て構成は変更がなかった。しかし2018年版では、章立て構成が全般的に見直された。また、主要原則・補充原則・規範条項の構造から補充原則が削除され、原則・条項の構造に変更されることになった。UKCGコード2018年版では、原則がAからRまでの18項目、条項が合わせて41項目と非常に少ない数に整備されることとなった。(図表4、図表5、図表6)

図表4 UKCGコードの章立て構造の比較

UKCGコード2010年／12年／14年／16年版		UKCGコード2018年版	
セクション	主要原則／補充原則／規範条項	セクション	原則／条項
A：リーダーシップ	A.1：取締役会の役割 A.2：責務の分担 A.3：取締役会議長 A.4：非業務執行取締役	1. リーダーシップと会社の目的	A B C D E
B：取締役の有効性	B.1：取締役会の構成 B.2：取締役の任命 B.3：取締役の関わり B.4：取締役の研鑽 B.5：情報と支援 B.6：取締役の評価 B.7：取締役の再任	2. 職務の分掌	F G H I
<u>C：説明責任</u>	C.1：財務報告・業務報告 <u>C.2：リスク管理と内部統制</u> C.3：監査委員会と外部会計監査人	3. 構成、継承、評価	J K L
D：報酬	D.1：報酬の水準と構成 D.2：手続	<u>4. 監査、リスク、内部統制</u>	<u>M</u> <u>N</u> <u>O</u>
E：株主との関係	E.1：株主との対話 E.2：株主総会の建設的な活用	5. 役員報酬	P Q R

(出所：筆者作成、下線は筆者加筆)

図表5 UKCGコード2010年版/12年版と2014年版との比較

UKCGコード2010年版/12年版	UKCGコード2014年版
セクションC：説明責任	セクション C：説明責任
C. 1 財務報告・事業報告	C. 1：財務報告・事業報告
<p>規範条項 C.1.3：</p> <p>取締役（directors）は、年次財務諸表及び半期財務諸表において、事業が継続企業を前提としていることを、必要に応じて仮定や条件を示しつつ、報告すべきである。</p>  <p style="text-align: center;">継続企業の前提に関する言明の根拠</p>	<p>規範条項 C.1.3：</p> <p>取締役は、年次財務報告及び半期財務報告において、財務報告の準備にあたり継続企業を前提とした会計を採用することが適切であるかどうかを考慮した旨を言明し、さらに、<u>財務諸表が承認された日から少なくとも12ヶ月を超える期間にわたり会社が継続企業の前提を持続する能力に関する重大な不確実性について特定すべきである。</u></p>
C. 2 リスク管理と内部統制	C. 2 リスク管理と内部統制
<p>主要原則：</p> <p>取締役会（board）は、自らの戦略目標を達成するために進んで引き受けようとする<u>重大な（significant）</u>リスクの性質と範囲を特定する責任を負う。取締役会は、健全なリスク管理と内部統制システムを維持すべきである。</p>	<p>主要原則：</p> <p>取締役会は、自らの戦略目標を達成するために進んで引き受けようとする<u>主要な（principal）</u>リスクの性質と範囲を特定する責任を負う。取締役会は、健全なリスク管理と内部統制システムを維持すべきである。</p>
<p>規範条項 C.2.1：</p> <p>取締役会は、会社のリスク管理及び内部統制システムの有効性の検討を、少なくとも毎年、実施すべきであり、加えて取締役会が有効性の検討を実施した旨を株主に対して報告すべきである。この検討は、財務的管理、営業的管理、法令遵守管理を含む、<u>重大な全ての管理を扱うべきである。</u></p>	<p>規範条項 C.2.1：</p> <p>取締役は、会社が直面している<u>主要なリスク</u>（会社のビジネス・モデル、将来の業績、支払能力、又は流動性に脅威を与えるリスクを含む）について厳格な評価を執行した旨を年次報告書において確認すべきである。取締役は、これらのリスクを記載し、さらに当該リスクがどのような方法で管理され又は和らげられているのかを説明すべきである。</p>
 <p style="text-align: center;">存続可能性説明書の根拠</p>	<p>規範条項 C.2.2：</p> <p>取締役は、会社の現状と主要なリスクを考慮に入れる際に、会社の将来の見通しをどのように評価したのか、評価を行った期間の程度、さらにその期間の程度が適切であると考えた理由について、取締役は年次報告書の中で説明すべきである。取締役は、自身が評価を行った期間において、会社が事業を継続し、かつ返済期日の到来する会社の債務を履行することができる能力があると言える合理的な期待を取締役が有しているか否かについて、必要に応じて条件や仮定を示しつつ、言明すべきである。</p>

（出所：筆者作成、下線は筆者加筆）

図表6 UKCG コード 2016年版と2018年版との比較

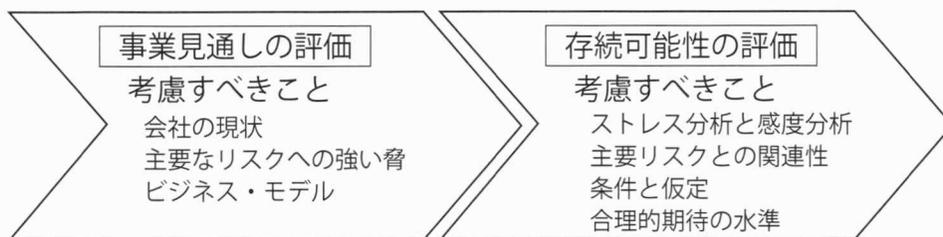
UKCG コード 2016 年版	UKCG コード 2018 年版
セクションC：説明責任	セクション4. 監査, リスク, 内部統制
C. 1 財務報告・事業報告	<p>条項 30：</p> <p>取締役会は、年次財務報告及び半期財務報告において、財務報告の準備にあたり継続企業を前提とした会計を採用することが適切であるかどうかを考慮する旨を言明し、さらに、財務諸表が承認された日から少なくとも12ヶ月を超える期間にわたり会社が継続企業の前提を持続する能力に関する重大な不確実性について特定すべきである。</p>
<p>規範条項 C.1.3：</p> <p>同左（2014年版と同じ）</p>	
C. 2 リスク管理と内部統制：	<p>原則0：</p> <p>取締役会は、会社の長期的戦略目標を達成するために、リスクを管理し、内部統制の枠組みを見渡し、会社が進んで引き受けようとする主要なリスクの性質と範囲を特定するための諸手続きを確立すべきである。</p>
<p>主要原則：</p> <p>同左（2014年版と同じ）</p>	
<p>規範条項 C.2.1：</p> <p>同左（2014年版と同じ）</p>	<p>条項 28：</p> <p>取締役会は、会社の出現しつつある主要なリスクについて厳格な評価を執行すべきである。取締役会は、年次報告書の中で、会社の主要なリスクを記載することで自身がこの評価を完了したことを確認し、出現しつつあるリスクを特定するための手続きを確認し、さらに当該リスクがどのような方法で管理され又は和らげているのか説明することを確認すべきである。</p>
<p>規範条項 C.2.2：</p> <p>同左（2014年版と同じ）</p>	<p>条項 31：</p> <p>取締役会は、会社の現状と主要なリスクを考慮に入れる際に、会社の将来の見通しをどのように評価したのか、評価を行った期間の程度、さらにその期間の程度が適切であると考えた理由について、取締役は年次報告書の中で説明すべきである。取締役は、自身が評価を行った期間において、会社が事業を継続し、かつ返済期日の到来する会社の債務を履行することができる能力があると言える合理的な期待を取締役が有しているか否かについて、必要に応じて条件や仮定を示しつつ、言明すべきである。</p>

(出所：筆者作成、下線は筆者加筆)

III 存続可能性説明書 (viability statement) の作成プロセス

UKCG コード 2016 年版 (FRC[2016]) は、持続可能性説明書の作成 (FRC[2016] 規範条項 C 2.2) にあたっては二段階アプローチを予定している (FRC[2017a], p.24)。まず初めに、取締役は、会社の現状と主要なリスクを考慮しながら会社の見通し (prospects) について考えて報告する (FRC[2016] 規範条項 C 2.2 の前段)。次に取締役は、会社が事業を継続し、かつ取締役が評価した期間に返済期日の到来する会社の責務を履行することができる能力があると言える合理的な期待を取締役が有しているか否かについて、必要に応じて条件や仮定を示しつつ、言明する (FRC[2016] 規範条項 C 2.2 の後段)。

図表7 存続可能性説明書の作成プロセス
存続可能性説明書



(出所：FRC[2017a], p.24)

期間の取り方について UKCG コード 2016 年版 (FRC[2016]) は、事業見通しの評価の対象期間と存続可能性説明書の対象期間は同一であることを示唆しているが、会社によっては長期的見通しを説明する機会を取ることもあり、また存続可能性の合理的期待を取締役が得られるのかどうかについて存続可能性説明書を作成するにあたって短期的期間を選択することもある。

ストレス分析と感度分析は、すでに金融機関においては年に数回執行されている (FRC[2017a], p.26)。存続可能性説明書の制度導入により、金融機関以外の多くの会社もこの分析を執行してもらい、リスクに関する社内議論を効率よくする際に有用と FRC は考えている。

存続可能性説明書が施行して2年が経過して時点で、KPMG[2016] は英国 FTSE100 から FTSE250 までの上場会社について5つの項目(時間軸の選択、存続可能性の説明方法、評価の内容、前提条件、明瞭な結語)について実務調査を行っている。FTSE250の79%の会社は評価の期間を3年と考え、4年が4%、5年以上が17%あった。存続可能性の説明方法については、予算ベースのみによるものが50%、説明される商業要因によるものが47%である。ストレステストは、シナリオによるものが42%、言及されるプロセスによるものが54%である。リスクの緩和方法は、57%が特定されないものであり、32%が特定されるものである。

IV 存続可能性説明書の事例分析

1. 金融機関による言明事例

世界最大級の英国金融機関 HSBC Holdings plc は、「年次報告書および計算書類 2017 年版」(2018 年 2 月 20 日作成)を公表し、コーポレート・ガバナンス報告書の中で存続可能性説明書が言明されている。

図表 8 HSBC Holdings 社の言明事例

HSBC Holdings plc, Annual Report and Accounts 2017 (p.134)

コーポレート・ガバナンス報告書

継続企業の前提と存続可能性 (Going concern and viability)

取締役 (Directors) は、継続企業を前提とする財務諸表を作成することは適切であると考えている。

UK UG コードに基づいて、取締役は、存続可能性説明書 (viability statement) も提供しなければならない。取締役は、当社グループの現状及び直面する主要なリスクを考慮して、当社グループが事業を継続してグループの債務を負える能力があるか否かを表明しなければならない。取締役は、この説明書が取り扱う期間とその妥当性も特定しなければならない。

取締役は、2020 年 12 月 31 日までの 3 年間で特定した。この期間の当社グループの将来予測の評価は存続可能性に関する合理的な説明を十分可能とすることで取締役は役割を果たす。加えてこの期間は、当社グループのストレス・テスト・プログラム及び収益性・主要資本比率・レバレッジ比率の内部推定で適用される。このことにもかかわらず、我々のストレス・テスト・プログラムは 5 年間を超えるシナリオも適用し、リスクについての我々の評価は妥当とされる 3 年を超えている。

取締役の評価に基づいて、当社グループは事業を継続して次の 3 年を超えて到来する責務を負える能力があるという合理的期待を取締役は有している。

取締役は、継続企業の前提の評価と存続可能性の評価を行うにあたって、収益性の推定、キャッシュ・フロー、資本需要量及び長期利用資源を含む現在及び潜在的な様態に関する詳細情報を広範囲に考えている。

取締役は、当社グループが直面する各々のリスクを厳格に評価することを執行し、長期的存続可能性に対する主要なリスク (当社グループの支払能力や流動性を脅かすことになるリスクを含む)を決定する。取締役は、63 ないし 66 頁に記載される主要なリスクが当社グループの最重視すべき明らかに特定できるリスクであることを決定している。

取締役は、最重視すべき明らかに特定でき認識されるリスクはいずれも、重要性があるものと考えられ、それ故に存続可能性の評価において考慮すべき主要なリスクとして分類されるものと、評価している。取締役は、各々のリスクに対し計画され又は実施される行為を軽減させることを考慮しながら、さらに取締役会によって承認される適切な当社グループのリスクと比較しながら、これらの主要なリスクが当社グループのリスク・プロファイルに及ぼす影響についても査定した。2017 年 12 月 31 日時点で、最重視すべき明らかに特定できるリスクを 4 つ (経済的見通しと資本の増減、地政学的リスク、サイバー空間上の脅威、システム及びデータ管理への認められないアクセス) について明示できた。

(出所：著者翻訳、下線は筆者加筆)

2. 製造業社による言明事例

化学製品製造業の Unilever 社は、「Unilever 年次報告書および計算書類 2017 年版」を公表し、戦略報告書⁽¹⁾の中で存続可能性説明書が記載されている。2016 年度版ではガバナンス報告書の中で記載されていたが記載箇所が変更された。継続企業説明書は、財務諸表の中の取締役責任表明書の中に言明されている (p.77)。

図表9 Unilever 社の言明事例

Unilever Annual Report and Accounts 2017 (p.27)

戦略報告書

存続可能性説明書 (VIABILITY STATEMENT)

Unilever の記録は、同社の将来の成長、業績、財政状態、キャッシュ・フロー、流動性状態、借入契約高に作用するかもしれない要因と共に、1 ないし 25 頁に記載されている。加えて、115 ないし 130 頁の注 15 ないし 18 において、当社の資本、財務リスク管理の目標、金融商品の詳細、貸付債権と流動性リスクに対する回避行動とその提示、これらを管理するにあたっての Unilever の目標、方針、プロセスを我々は記載する。

評価 (Assessment)

Unilever の長期的存続可能性に関する報告を行うために、取締役 (Directors) は、当社が直面する主要なリスク (当社のビジネス・モデル、将来の業績、支払能力、又は流動性を脅かすことになるリスクを含む) を厳格に評価することを執行した。この評価には各々のリスクに係る要因を和らげることの検討と理解を含んでいる。リスクと要因の緩和は 28 ないし 31 頁で要約されている。

存続可能性の評価は、次の 2 つの部分からなる。

- 第一に、取締役は、Unilever が事業を継続して債務を負えるという合理的期待を有する期間について考えた。
- 第二に、取締役は、この期間の厳粛だがもっともらしい、以下のようなシナリオに関する潜在的な影響を考えた。
 - 個々の主要なリスクに関するシナリオの評価 (以下省略)
 - 複数の主要なリスクを含むシナリオの評価 (以下省略)

知見 (Findings)

3 年の期間がこの評価にふさわしいと考えられる。その理由は、Unilever の継続的戦略計画によって適用される期間であること。さらに、存続可能性を評価するにあたり高度な信頼性が得られるからである。(以下省略)

結論 (Conclusion)

上記の内容を基礎として、取締役は、Unilever が事業を継続して我々が評価した 3 年の期間において満期が到来する債務を負える能力があると言える合理的期待を得た。

(出所：著者翻訳、下線は筆者加筆)

Unilever 社は、どこの法域にも登記されていない会社であって、英国の Unilever plc とオランダの Unilever N.V. の 2 法人が同じ取締役で構成され、あたかも一つの法人であるかのように運営する二元上場会

社⁽²⁾（仮想的な合弁会社）の形態をとっているユニークな会社である。「年次報告書および計算書類」は、英国基準とオランダ基準の2つの基準に準拠して作成されている。存続可能性説明書は、英国基準（UKCG コード 2016 年版）の要請により作成されたものである。

V 結語

2014 年 10 月 1 日より開始される事業年度の会計報告において、英国上場企業に対し適用される存続可能性説明書について、その生成基盤と意義について考究し実務事例を提示することができた。リスク情報開示の実務については英国においても古くからなされているが、単なるリスクの分類表の提示やリスク・マッピングではなく、取締役が会社の長期的成功をどのように促進しているのか（英国 2006 年会社法 172 条の取締役の義務）、さらにその成功を脅かすかもしれないリスクをどのように管理しているのかについて、取締役が言明し、投資家に説明する点に存続可能性説明書の特徴がある。

存続可能性説明書の作成要請は、英国 2006 年会社法のハードロー規範ではなく、上場規程（UKDG コード）のソフトロー規範（英国 2006 年会社法 172 条の取締役の義務の詳細規範）であるものの、会計の前提としてこれまで考えられてきた継続企業の公準をより明確に担保させるための英国からの挑戦であり、従来の会計のあり方をより強化すべく再考するに値する重要な視点と思われる。日本の会計制度において英国会計制度をモデルとしたコーポレート・ガバナンス・コードとスチュワードシップ・コードが導入されている。存続可能性説明書の意義と継続性の公準への疑義の視点も必要な時代が到来したのではないかと思われる。

一方で持続可能性説明書の作成要請は、管理会計の領域として経営者が考えている情報を財務会計の領域である外部開示情報に移行せざるを得ないこと（管理会計の財務会計化）も意味している。

注

- (1) 戦略報告書については、沖野 [2018] を参照されたい。
- (2) Unilever 社の二元上場会社および統合報告については、沖野 [2015a] を参照されたい。また、HSBC Holdings plc の統合報告については、沖野 [2015b] を参照されたい。

参考文献

- FRC[2009], *Going Concern and Liquidity Risk: Guidance for Directors of UK Companies 2009*, Financial Reporting Council: London UK, October 2009.
- FRC[2010], *The UK Corporate Governance Code*, Financial Reporting Council: London UK, June 2010.
- FRC[2011], *Effective Company Stewardship: Enhancing Corporate Reporting and Audit*, Financial Reporting Council: London UK, January 2011.
- FRC[2012], *The UK Corporate Governance Code*, Financial Reporting Council: London UK, September 2012.
- FRC[2014a], *Guidance on the Strategic Report*, Financial Reporting Council: London UK, June 2014.
- FRC[2014b], *The UK Corporate Governance Code*, Financial Reporting Council: London UK, September 2014.
- FRC[2014c], *Guidance on Risk Management, Internal Control and Related Financial and Business Reporting*, Financial Reporting Council: London UK, September 2014.
- FRC[2014d], *Guidance on for Directors of Banks on Solvency and Liquidity Risk Management and Going Concern Basis of Accounting*, Financial Reporting Council: London UK, September 2014.
- FRC[2016], *The UK Corporate Governance Code*, Financial Reporting Council: London UK, April 2016.

- FRC[2017a], (*Lab project report*):*Risk and viability reporting*, Financial Reporting Council: London UK, November 2017.
- FRC[2017b], *Proposed Revisions to the UK Corporate Governance Code*, Financial Reporting Council: London UK, December 2017.
- FRC[2018], *The UK Corporate Governance Code*, Financial Reporting Council: London UK, July 2018.
- KPMG[2016], *Viability assessments (Better business reporting)*, KPMG.
(<https://home.kpmg.com/uk/en/home/insights/2016/09/viability-assessments.html>, 最終アクセス日 2018年6月30日)
- HSBC Holdings plc[2018], *Annual Report and Accountants 2017*, HSBC, 20 February 2018.
- 菊谷正人 [2017] 「英国におけるリスク情報開示」『経営志林』第53巻第4号(2017年1月), 53-68頁。
- 沖野光二 [2015a] 「ユニリーバ (Unilever)」古賀智敏(責任編集)『統合報告書革命: ベストプラクティス企業の事例分析』税務経理協会, 56-72頁。
- 沖野光二 [2015b] 「エイチ・エス・ビー・シー (HSBC Holdings)」古賀智敏(責任編集)『上掲書』税務経理協会, 258-270頁。
- 沖野光二 [2018] 「英国の動向」古庄修編著『国際統合報告論—市場の変化・制度の形成・企業の対応—』同文館出版, 229-244頁。
- Sharman Panel of Inquiry[2012], *The Sharman Inquiry: Final Report and Recommendations of the Panel of Inquiry*, Financial Reporting Council: London UK, June 2012.
- Unilever[2017], *Unilever Annual Report and Accounts 2016*, Unilever.
- Unilever[2018], *Unilever Annual Report and Accounts 2017*, Unilever.
- Walker, David[2009], *A review of corporate governance in UK banks and other financial industry entities (Final recommendations)*, 26 November 2009.

謝辞

匿名査読者2名から建設的な指摘を頂き感謝申し上げます。本稿はグローバル会計学会第1回大会(法政大学にて2018年3月10日開催)において発表したものであり、司会者の藤井秀樹教授(京都大学)と参加者の方々から有益なコメントを頂いたことにも感謝の意を表します。

(審査受付 2018年7月1日)

(掲載決定 2019年3月16日)